

研究ノート

限定された空間とメディアの社会史研究に向けて
—刑務所と「新聞」「ラジオ」はどのような関係を生みだしたのか—坂田 謙司ⁱ

キーワード：限定、空間、刑務所、新聞、ラジオ、音声メディア、矯正教育、マス・コミュニケーション、社会史

はじめに

筆者は、これまでローカルな音声メディアの社会史研究を行ってきた。「ローカル」の意味は、中心 (Center) に対する周縁 (Local)、都市部 (Urban) に対する地方 (Rural)、開放 (Open) に対する限定 (Close)、主流 (Main Stream) に対する傍流 (Sub Stream) などの対概念として用いてきた。その具体的な対象としては、日本の戦後地方農村に普及したラジオ共同聴取、有線放送、有線放送電話や、地域の一部空間でのみ共有可能な街頭宣伝放送、市区町村を対象としたコミュニティFMなどである。特に、ラジオ共同聴取、有線放送、有線放送電話、街頭宣伝放送に関しては、ラジオ再送信や自主放送、各種宣伝放送に関して、音声信号を伝送する物理的な「線」による配信先家庭及び領域の限定、あるいは制限が行われており、その基準は地域社会との重なりを持っていた。

これらは、一般に「地域メディア」と呼ばれ、新聞やフリーペーパー、ケーブルテレビなども研究の対象となってきた。地域メディア研究やコミュニティメディア研究でまず対象となるのは、一定の地理

的な領域であり、経済的、政治的つながり、エスニック、宗教なども含まれるであろう。地域メディアの定義としては、もはや古典とも言える竹内郁郎、田村紀雄の『新版地域メディア』の冒頭に書かれた「一定の地域社会をカバレッジするコミュニケーション・メディア」が全てを語っているように、さまざまな社会的な意味をもつ領域そのものが「一定の」に続くのである¹⁾

さらに「一定の」を分解していくと、そこにはなんらかの「限定性」が通底している。つまり、領域は社会の中で自在に変化し得ると同時に、それは「限定された (閉じた)」領域ともなるのである。とは言え、交通網が発達し、多様なコミュニケーション・メディアが登場し、1人の人間が所属する社会的な領域は同時に複数存在する。同じメディアを使って、その1つ1つにアクセスすることも可能である。冒頭に記した筆者の研究対象が利用者数という尺度でピークを迎えるのは1960年代から70年代にかけてであり、それは日本の高度成長やそれに伴う交通網の発達、生活圏の拡大などの始まりと交差する時期でもある。つまり、地域メディアの概念が想定していた地理的な領域は拡大し、所属するコミュニティ意識も拡がり、変容していったのである。

さて、本論で試みるのは、「限定した (閉じた)」領域を対象としたメディアの社会史研究に向けた新

i 立命館大学産業社会学部教授

たな展開である。それは、これまでの「地域」という考えではなく、「空間」という捉え方である。この空間をどのように捉えるのかは、先行研究によってさまざまであるが、ここでは地理的な領域ではなく、日常の生活社会におけるつながりを前提としつつ、メディアで結ばれた限定的空間、あるいは社会的なシステムによって閉ざされた空間と考える。具体的には、冒頭で述べた筆者の研究対象である有線放送であり、今回新たに対象として加えた「刑務所」である。特に、「刑務所」という「限定した(閉ざされた)」空間とメディアの関係には、これまで研究の蓄積が殆ど無い。

そもそも刑務所は刑罰の対象者が生活する空間であり、そこで使われるメディアは管理者から受刑者への伝達という管理目的。あるいは、検閲など一定の条件下で交わされる、受刑者と家族等の極めて限られた外部の人間とのコミュニケーションである。その研究視点は当然ながら管理者視点であり、受刑者の権利保護や更正処遇における問題としてメディアが扱われる。また、メディア研究においては、フォーコーのパノプティコンが示す空間と身体の監視及び権力作用との重なりで語られるが、刑務所とメディアの関係史やメディア空間的視点での研究は少なくとも国内では行われていない。

一方、海外での刑務所とメディアに関する研究蓄積は少なからずある。例えば、後述するジャーナリズムの視点から刑務所発行の新聞史研究やラジオとの関係史、パブリックアクセス、受刑者の更正プログラムとボランティアなどの実践及び問題提起などである。しかも、刑務所内からの発信や受刑者自身が制作・発信するメディア実践も行われており、特に受刑者自身の発信に関しては、地元ラジオ局やインターネットを用いた実践と、そのサポートとしてプロのジャーナリスト、メディア関係者、アーティストなどの関わりが中心である。

このような研究と実践のなかで、本論では刑務所という「限定された(閉じた)」空間とメディアを対象とした研究を進めるにあたり、歴史的な関係事例

を示しながら、メディア社会史的な研究に向けた端緒を開くことを目指したい。

1. 研究の背景

メディアの拡張と限定について

メディアは、その誕生時点から人間のさまざまな限定性を解除し、人間の活動範囲や生存可能性、コミュニケーションなどを拡大してきた。例えば、通信というメディアは意思伝達の拡大欲求から始まり、声の届く範囲や姿の見える範囲という限定性を解除し、今や場所性をも失わせている。文字は、記憶による「記録」という不拡張性と不確実性を解除し、人間の思考のあり方までも変化させた²⁾。音声は、まず19世紀末における「電信」という電気的メディアの登場による世界の縮小(コミュニケーションの拡張)によって基礎が作られた。すなわち、電信網の構築は、現代社会の拡張志向及び技術的な基盤(インフラストラクチャ)を作り、地上だけでなく海底をもケーブル(電気信号)で結ぶことで、世界中(World Wide)を文字通り蜘蛛の巣(Web)にした。この、電気信号を用いたコミュニケーション技術は、文字を電気信号に変換し、さらに電気信号から文字へと再変換する必要があった。これが、新たな限定性を生み出し、肉声によるコミュニケーション、すなわち「電話」による限定性の解除と拡張性欲求を生み出した。

同時に、電話は人間の基本的な生活単位である、地域という「限定された(閉じた)」空間におけるコミュニケーションを活性化させた。電話の登場によって、電話回線で繋がる「地図にないコミュニティ」³⁾が登場したが、電話以前の「地図にあるコミュニティ」、言い換えれば一定の地理的範囲と人間の相互関係と言う「限定された(閉じた)」空間内の会話欲求を刺激し、顔見知り同士の非対面で即時性を持つ電話コミュニケーションも生み出した。

加えて、初期の電話は会話だけでなく、現在のラジオのような放送的利用も行われていた。電話会社

が加入者に向けてニュース(世界、地域)、株式市況、エンタテインメント(音楽、演劇)などを提供し、家庭内で楽しむ家族単位のメディアとして存在していた。つまり、電話というメディアは、音声による新しい「拡張された空間」のコミュニケーション生成と同時に、「限定された(閉じた)」空間の新たなコミュニケーションも生成したのである。

1920年に、米ピッツバーグに最初の商業ラジオ局KDKAが開局して以降、ラジオというメディアは急速に世界中へ広まっていった。商業放送が始まる以前のラジオは、アマチュア無線家達の個人的な発信欲求と受信欲求が交差した、遠隔地同士を結ぶ無線通信であった。その利用に関しては第一次世界大戦での利用に見られるように、国家による規制と動員、そして国家の意思を代弁する機関としての存在が中心であった。それは、第二次世界大戦後の新しい国家の枠組みの中でも継続され、現在でも維持されている。その一方で、戦後のメディア利用は、非商業的、非国家的、非規制的なメディアを生み出した。そして、その代表的な特徴は、「限定性」なのである。

「限定された(閉じた)」空間におけるコミュニケーションは、「主流メディア(Mainstream Media)」と「非主流メディア(Alternative Media)」という関係性も新たに作り出した。本論の趣旨から、「主流メディア」とは「拡張」を意図するメディアを指し、国家やメディア企業が営利運営をしている。一方の「非主流メディア」は、「限定」を基本とするメディアであり、国家やメディア企業とは切り離された独立した非営利の団体によって運営されている。そもそもメディアの誕生はコミュニケーションの拡張欲求であり、後の経済活動との結びつきによって商業メディアが誕生した。その点から言えば、メディアの根本は非営利であるはずだが、営利を目的としたメディアは社会の基盤である経済活動を支え、われわれの社会生活を構成する欠くことのできない重要な要素となっている。仮に、コミュニケーションの拡張が商業と結びつくのであれば、限定されたコミュニケーションは非商業性との親和性を強く生み出

すのだ。

本論で対象とする「限定された(閉じた)」空間は、現実社会のなかに数多く存在しているが、その中でも「刑務所」に着目する。なぜなら、「地域」は、本来そこで生活する人々の紐帯によって成立しているが、移動手段の発達や生活様式の変化によって拡がりを求め、メディアの利用によって閉ざすこと自体が困難になっている。このような状況のなかで、「刑務所」と言う「限定された(閉じた)」空間で完結するメディアが存在するからである。

ベルクソンは「閉じた社会」論のなかで、われわれ人間が持つ「閉じた社会」について、身内や同国人に対する愛が他者を締め出す性質をもつからだと指摘している⁴⁾。本論で用いる「限定された(閉じた)空間」は、人間が生得的にもつ愛や他者の排除ではなく、実生活に根ざした地域の紐帯や社会制度で人為的に作られた空間である。この視点による研究は過去に行われておらず、地域メディア研究のなかでも「限定された(閉じた)」から「解放された(開かれた)」への移行を前提としている。まさに本論の問題関心はここにあり、「解放された」あるいは「拡がる」ことを前提としたメディア研究の問い直し作業なのである。

2. 刑務所とメディアの関係史

拡張と拡大を基本的志向・指向するメディアだが、「限定された(閉じた)」空間におけるコミュニケーションのメディア利用例として、「刑務所」の実例をいくつか取り上げる。われわれがイメージする刑務所や監獄は、われわれが生活する日常社会とは「異なる社会」であり、高い壁に隔てられ、厳重な警備の下にある特別な「限定された(閉じた)」空間である。刑務所がもつ高い壁が象徴するのが法律であり、規律である⁵⁾。法務省によれば、刑務所は少年刑務所、拘置所を総称して「刑事施設」と呼び、刑務所と少年刑務所は主として「受刑者」を収容、処遇する施設とされている⁶⁾。2017年11月24日現在、

成人を対象とした全国の刑務所数は54箇所ある⁷⁾。

刑務所を用いた刑罰は「自由刑」と呼ばれ、身体を拘束して「自由」を奪うことを指す。刑務所における自由の剥奪とは、物理的な拘束具を使った身体自由の剥奪ではなく、刑務所という閉ざされた空間に一定期間収容・拘禁され、そこからは自らの意志で移動や活動をすることができないという「意志」や「欲求」が奪われることである。その中には、刑務所の外にいる家族や友人などのコミュニケーションも含まれており、また外部の情報に触れる機会も制限されている。自由刑には、労役を伴う懲役、労役が伴わない禁固などがあり、「自由刑」以外には、生命を奪う生命刑や身体的苦痛を与える身体刑、財産を剥奪する財産刑、名誉や社会的地位を奪う名誉刑などがある。

刑務所（監獄）のシステムと言えば、功利主義者のジェレミー・ベンサムが考案した「一望監視システム（パノプティコン）」が有名であり、ミシェル・フーコーが近代ヨーロッパの「規律と訓練」の象徴として『監獄の誕生』のなかで指摘していることでも知られている。刑務所における「一望監視」は、円形に配置された受刑者収容施設が中央の看守塔から見えるように設計されており、看守側からは受刑者の様子が見えるが、受刑者側から互いの存在や監視者を直接確認することができない。ベンサムは刑務所運営の効率化と受刑者福祉を最大限に発揮する方法として考えていたが、フーコーはこのシステムがもつ権力作用と軍隊における規律訓練を重ね、規律自身が身体の管理と拘束を生み出す装置として働いていると主張した⁸⁾。

刑務所は、人間の基本的な権利である「自由」を奪う施設であり、そのために監督者からの監視と一般社会からの遮断が行われる。加えて、規則正しい生活リズムと厳しい規律が課せられ、そこからの逸脱は許されない。面会や通信も制限あるいは検閲を経なければならず、メディア利用やコミュニケーションの自由も剥奪されている。このようにメディアに関する自由も奪われている刑務所において、メデ

ィアとは監視側から監視される側への一方向的な情報伝達という関係しか存在し得ない。刑務所という「限定され（閉じた）」空間においては、メディアの根本である拡張や拡大は生まれようもなく、メディアと人間、メディアと社会がこれまで紡いできた相互がせめぎ合う関係は見られない。しかし、メディアとの関係を歴史的観点で紐解いていくと、実際にはさまざまなメディアの存在やコミュニケーション活動が見えてくるのである。

3. 刑務所新聞の誕生

刑務所とメディアの関係を考えるとき、真っ先に思い浮かぶのは「刑務所内部」と「刑務所外部」とのコミュニケーションに関する制限であろう。面会という刑務所内で行われる対面のコミュニケーションは一定の条件の下で認められる、あるいは認められる場合があるが、手紙のやりとりなどは基本的に中身が検閲されてしまう。ましてや、刑務所内部からの情報発信などは一般的には考えられない。しかし、実際には「限定された（閉じた）」空間を超えたメディアが存在していた。それが、刑務所新聞である。

現在の国内刑務所内では新聞の閲覧やテレビ・ラジオの視聴及び聴取は、一部の制限を除いて基本的には自由である⁹⁾。これは、刑務所外部からの発信される既存メディアとの接触であるが、刑務所内部から外部へ向けて発信されるメディアも存在していた。

刑務所と言う「限定された（閉じた）」空間の内側と外側を結んだメディアは新聞であった。18世紀と19世紀をまたぐ1800年に、アメリカ・ニューヨーク近郊の債務者刑務所の受刑者が制作し、刑務所近隣へ配布されていた。ジェイムズ・マクグレス・モリス (James McGrath Morris) の *Jailhouse Journalism* によれば、1800年3月24日にニューヨークの債務者刑務所 (Debtor Jail) に収監されていたウィリアム・ケテルタス (William Keteltas) が

発行した *Forlorn Hope* という新聞が、「刑務所新聞」(刑務所におけるジャーナリズム)の誕生だという¹⁰⁾。

知られているように、グーテンベルクが活版印刷による「グーテンベルク聖書」を印刷したのが1455年であり、以降印刷技術やその技術を用いた印刷・出版物が多数登場した。新聞もその一つであり、アメリカにおいては18世紀の植民地新聞にその出発点がある。新聞の歴史的経緯に関してはさまざまな研究や文献に詳しく紹介されているのでここでは割愛するが、1776年7月4日のアメリカ合宿国独立には、新聞が伝える情報が大きな影響を及ぼしたと言われている。例えば、アメリカ独立宣言の起草委員であり最初の署名者5人の1人であるベンジャミン・フランクリンは、印刷業を営んでいた兄ジェームズ・フランクリンが発行していた *The New England Courant* 紙の編集者を務めていた。ちなみに、ベンジャミン・フランクリンは、アメリカ公共図書館の基礎を築いたことでも知られている。*Forlorn Hope* は、そんな独立間もない時期に、しかも受刑者が発行した最初の刑務所新聞として紹介されている。新聞の体裁は、当時発行されていた新聞の形式と同じ4ページで、一面(フロントページ)は3種類のコラム、ジョージ・ワシントンに捧げる告別のエッセイなどが並んでいた。

ここで疑問に思うのは、なぜ刑務所という「限定された(閉じた)」空間に収監されている受刑者が新聞制作、印刷、発行が可能だったのかという問題である。残念ながら、*Jailhouse Journalism* はこの点に触れていない。ウィリアム・ケテルタスは高等教育を受けており、新聞を読む能力も経験もあったであろうことは想像に難くない。しかし、新聞発行には印刷機と紙が必要なのである。18世紀末の債務者刑務所で、印刷機と紙が自由に使えたとは思えない。では、どのように *Forlorn Hope* は印刷され、世に出されたのか。

4. 刑務所新聞の発行方法

本論執筆時点では、明確な発行手法に言及した文献や研究はみあたらない。しかし、18世紀における債務者刑務所の特徴と印刷業と新聞との関係から推察することはできる。まず、債務者刑務所について確認してみよう。債務者とは、金銭的な支払い義務を何らかの事情で履行できない状態に陥った人びとを指し、植民地時代のアメリカにはイギリスの債務者刑務所がそのまま持ち込まれていた。そこで、18世紀半ばのイギリス債務者刑務所の実態を、栗田和典『統治しがたい』囚人たち 一七二〇年のロンドン・フリート債務者監獄』から確認してみる¹¹⁾。

ロンドンにあったフリート刑務所は1197年に建設された国王の刑務所であり、18世紀には主に債務者を収容する施設として使用されていた。もっとも特徴的で、またわれわれの刑務所イメージと異なるのは受刑者の刑務所生活であり、なかでも受刑者の自由さである。詳細は栗田論文を参照して欲しいが、本論に関係する部分では債務を背負った受刑者は自らの財産を維持したまま収監され、その生活水準は収監前と大きな差が無かった点である。

例えば、収監されていた債務者囚人たちの資産状況について、「債務者囚人には、生活に余裕のある人びとがかなりいた。彼らは法制上、自分の財産をもったままで投獄された。その社会的構成からみて、自由にできる財産はわずかではなかった」とある。これは、当時の法律と債務者刑務所の特殊性が背景にある。債務者刑務所は自由刑のような刑罰を与える場ではなく、むしろ囚人自身を債務支払いの担保として生かすための施設という性格をもっていたからである。そのために、財産だけでなく行動の自由さえ与えられており、裁判所の開廷時には刑務所外への外出が認められていて「すくなくとも昼間のフリートは閉じられた空間ではなかった」のである。その結果、「囚人となっても外の社会との交渉を断たれたのではない」状態が存在していたという¹²⁾。

これが、1720年のロンドン債務者刑務所の実態であるならば、当時イギリスの植民地であったアメリカへの移民とそれを規定する法律や刑務所システムもまた、同時に持ち込まれたと考えられる。

次に、印刷と新聞発行について考えてみたい。グーテンベルグの活版印刷技術開発以降、ヨーロッパでは急速に印刷技術の普及が進み、印刷職人たちによる印刷工房が登場した。そして、多様な印刷物の生産と流通という「印刷業」が生み出された。新聞は現在でも基本的には印刷技術によって成立しており、その出発点はドイツにおける1枚刷りのパンフレット「フルークブラット」であった。「フルークブラット」は不定期に発行されていたが、定期的な発行は17世紀に入ってからであり、印刷技術や印刷業だけでなく、郵便制度も定期刊行物としての新聞成立には欠かせない要素であった。さらに、18世紀に入ると「印刷機の所有者あるいはその知人達が挙って新聞発行に着手する傾向が興り」、その後も印刷業者と新聞との強い関係は続いていった¹³⁾。

アメリカ独立戦争後の1781年時点における新聞発行数は38紙であり、2紙を除いて週1回の発行頻度であった。また、新聞発行に必要な用紙は全てイギリスからの輸入に頼っており、独立戦争の余波によってその数量は極端に少なく、当時の新聞は小型の4ページ版であった。戦争後の混乱が収まってきた1788年には新聞発行数は93紙となり、ニューヨークでも1785年に日刊紙の発行が始まっている。そして、新聞が政治的な主張を中心とした「政党新聞」の時代に入り、「読み書きができる大衆がどんどん増えてくると、新聞の吸引力が強まり、ひいてはこれが余計に新聞の振興を助け、各州の主要都市はもちろんのこと、小都市から田園地方にも、新聞は雨後の筍のように続出」することになった¹⁴⁾。そして、1800年には、24紙の日刊紙が発行されていた。

このように、債務者監獄に収監されていた囚人達の自由な行動環境と財産の所有状態。印刷業と印刷職人はすでにヨーロッパから移民達と共にアメリカに渡っており、印刷業もアメリカの主要都市で生ま

れていたこと。そして、印刷業を基礎とした新聞発行も盛んに行われていたことを合わせて考えると、1800年のニューヨーク債務者刑務所に収監されていた高学歴の囚人が、自身の出獄活動のために自力で新聞を発行できた可能性は十分にあったと言えるだろう。そして、当時の新聞は、既に個人レベルの自己主張を多数の人びとへと伝えるメディアとして存在していたと推察されるのである。

5. その後の刑務所新聞とメディアの傾向

この *Forlorn Hope* 以降の刑務所新聞については、1883年発行の *The Summary* まで空白となっている。これは、実際に発行されなかったのか、資料が未発見なのかは不明である。*The Summary* は、同年の感謝祭前夜にエルミヤ・ニューヨーク州立更正施設 (The New York State Reformatory in Elmira) において、受刑者自身の編集・発行による週刊新聞として誕生した。ウォルター A. ルンデン (Walter A. Lunden) *The Penal Press* によると、刑務所ジャーナリズムは、数人の能力をもつ囚人達と理解力のある刑務所所長が、刑務所内部と外部社会を結ぶ組織化されたコミュニケーション手段の必要性を認識したことから始まったとある。彼等は、刑務所生活や刑務所状況をもっと一般の人びとに知ってもらい、もっと多くの能力がある囚人達に、自分について書いて発信する機会を与えるべきだと考えていた。そして、囚人編集者たちは、刑務所出版は「塀を越えて」伝わる囚人達の声だと信じられていると記されている¹⁵⁾。

また、二番目の刑務所新聞は、1886年にウィスコンシン州立刑務所 (The Wisconsin State Prison) で発行され *The Prison Press* である。この新聞は5セントで囚人と一般読者に販売された。この新聞の特徴は、刑務所の所在地であるウォーパンに向けた商店からの広告を掲載していたことにある。三番目の刑務所出版は、ステイルウォーター州立刑務所 (The State Prison in Stillwater) で、1887年に囚人

達が発行した *The Prison Mirror*。そして、1894年の *Ohio Penitentiary News* と続く。

このように、19世紀には各地の刑務所で更正プログラムの一環とした、囚人達編集による新聞発行が行われていた。これらは囚人達の制作作業によって発行されていたが、刑務所内という「限定された（閉じた）」空間に向けたメディアではなく、刑務所の外側に拡がる外部空間に向けたものであった。

刑務所新聞は、内側（刑務所内）と外側（一般社会）をつなぐコミュニケーション・メディアとしての役割と共に、刑務所という「限定された（閉じた）」空間を物理的に作り出す象徴としての「壁」をまたぐ存在でもあった。そして、「受刑者」という、「限定された（閉じた）」空間で生活する人びとがその存在を生み出しており、刑務所新聞には拡がりではなく異社会同士の間中に位置し、情報の伝達によって両者を媒介するメディアの基本的な姿が見えるのである。

加えて、メディアの利用目的として、*Forlorn Hope* は一般の新聞と同じく自己の主張であり、*The Summary* 以降は刑務所生活や受刑者への認知であった。これは、受刑者の更正（Reform）と同時に、復帰（Rehabilitate）のための社会的な地ならしの役割も果たしていた。つまり、情報の閉塞による偏見と差別をできるだけ少なくするための試みだったのである。

6. 戦前日本の刑務所とラジオの関係

次に、刑務所と音声メディアの関係について考察していく。1920年にアメリカ・ピッツバーグで始まった商業ラジオは、瞬く間に全米へと拡がり、世界各国へも姿を変えながら拡散していった。

刑務所とラジオの関係は、受刑者の娯楽として始まった。刑務所にとって、受刑者がストレスをため込まずに安全な管理を行えることが最優先であった。そのための運動や読書などのさまざまな娯楽が準備されていたが、それでも外界との接触を禁じられる

「拘禁」状態は、受刑者にとって大きなストレスであった。そのストレス解消にラジオが活用されたことは想像に難くない。日本でもラジオ放送が開始された直後の1925年の『刑政』第38巻第6号に「放送無線電話（ラヂヲ）に就て」と題するラジオ放送の解説記事が載っている¹⁶⁾。『刑政』は1888年に創立された民間団体「大日本監獄協会（現在は、公益財団法人矯正協会）」が発足当初から発行する、刑務所等の矯正施設関係者向けの専門雑誌である。刑務所とラジオが直接結びついた記事としては、1932年『刑政』第45巻第10号に「〈訓令通牒〉ラジオ受信機及附属設備に関する件」と題する記事が載っている。司法省行政局が1930（昭和5）年12月に出した標題の通牒（通達）に関して、1932（昭和7）年1月12日に鹿兒島刑務所長安東福男から送られた実践報告である。

その内容を要約すると、以下ようになる。ラジオ受信機を教誨堂に設置して、祝祭日あるいは休業日に行われる「総集教誨」の際にラジオ放送を聴かせる方針だが、日時や内容によっては教化資料としては相応しくない場合がある。せっかく多額の費用を使って設置したのにうまく利用できないのは遺憾であるが、研究を重ねて改良を加えた結果「受刑者教化上ニ裨益スル處頭者ナルモノト認め」て、参考までにその内容を報告する。①蓄音機とラジオ受信機を接続して利用すると、蓄音機単独で使うよりも音質が良くなる（電気蓄音機と同一）。②工場6箇所スピーカーを設置して、教誨堂のラジオと接続する。加えて、教誨堂のマイクを設置して「所謂刑務所放送局ヲ設ケ」た。その結果、従来巡回で行っていた教誨を一度に行うことができるようになり、効率が良くなっただけでなく、所長の訓示も適宜行えるようになった。将来的には、注意諭告などにも活用できると期待している¹⁷⁾。

このなかで注目すべきは、刑務所管理に独自の放送利用が行われ、「刑務所放送局」という名称も使われている点である。この時点では、ラジオの放送内容を刑務所内で聴くのではなく、あくまでも受刑

者更生を目的とした教誨や訓示等の管理用途が中心であり、娯楽的な要素としては蓄音機をラジオ受信機に接続して音質を向上させるという二次的な利用であった。ところが、この報告が端緒になったのかわからないが、刑務所内でのラジオや独自の放送利用は他の刑務所へと拡大し、そのことが新たな問題を引き起こしていた。

翌1933(昭和8)年『刑政』第46巻第5号の司法省行政局通牒は、以下のように苦言を呈している。1930(昭和5)年のラジオを受刑者に聴かせるための設備設置に関する通達により、各刑務所が独自に工夫を凝らして行っているが、毎月の報告を見るとラジオ聴取回数と種類が著しく増え、中には教材として適当かどうか甚だ疑わしいものも多い。例えば「俚語」や「小唄」「落語」「劇」など、「此等ノモノハ概シテ教化資料トシテ妥当性ヲ欠クトコロ尠カラサル様思料セラレ」るよう求めている。そして、ラジオ放送は一般大衆の娯楽要求を満たすために編成されているのだから、「此ヲ刑務所ニ於テ教化資料トシテ選択利用スルニ付テハ一般収容者ノ犯罪原因等ニモ鑑ミ最モ慎重ナル注意ヲ発ハサルヘカラサルハ当然」であると、大衆向け娯楽と受刑者向け教化との違いを明確にしている¹⁸⁾。

その後、この件に関する記事は戦前の『刑政』誌上には登場しないが、恐らくこの記事にあるように、ラジオを受刑者に聴かせること自体が縮小されたものと推測される。ただし、現状では『刑政』以外に刑務所とラジオとの関係を示す資料が見つからないので、刑務所外の社会と同様に、戦争との関係から積極的な聴取が行われていた可能性も皆無ではないであろう。

7. アメリカにおける受刑者番組の登場

日本で刑務所内のラジオ聴取が批判的に捉えられていた時期に、ラジオ誕生の地であるアメリカには、刑務所内と刑務所外をつなぐメディアとしてラジオが使われていた事例がある。しかも、受刑者自身が

出演者となり、地元ラジオ局を通じて全米各地へ中継放送された番組は、ピーク時には推計で500万人ものリスナーを獲得していたのである。

1938年3月23日、テキサス州のラジオ局WBAPから「The Thirty Minutes Behind Walls」と題されたラジオ番組が放送された。番組の内容はバンド編成による音楽の生演奏を中心としたパフォーマンスショーだったが、最大の特徴は出演者が全員刑務所の受刑者達だったことにある。受刑者の受刑理由や刑期はさまざまで、中には殺人の罪で服役していた受刑者も含まれていた。

キャロライン・ナジー (Caroline Gnagy) *Texas Jailhouse Music* によれば、受刑者自身が発信するラジオ番組は前年の1937年7月にオクラホマ連邦刑務所から地元ラジオ局WKYを通じて放送された記録がある。そして、当時のラジオ雑誌に掲載された「この番組が予想外に刑務所受刑者や刑務所関係者に志気の向上効果 (morale building effect) をもたらした」と言う記事を引用しながら、翌年の「The Thirty Minutes Behind Walls」放送へ繋がったと記している¹⁹⁾。もちろん受刑者達全員が音楽経験者ではなく、新たに楽器演奏などの練習を行うが、この練習自体が受刑者達に変革をもたらす経験になったと記している。

「The Thirty Minutes Behind Walls」は毎週水曜夜にハンツビル (Huntsville アラバマ州北部) 連邦刑務所内の生演奏を放送する30分番組で、その音楽パフォーマンスは多くのリスナーに受け入れられた。先述のように約500万人のリスナーから、放送後には毎週数千通に及ぶファンレターやリクエストカードが受刑者達に届いた。1周年記念の際に、リスナーに向けて1時間番組への拡大を求める手紙を書いて欲しいとアナウンスしたところ、22万通に及ぶ手紙を受け取ったという。受刑者達にとってこの番組への出演は確かに励みにはなったが、受刑者としての通常の作業に加えて行うので、かなりのハードワークだったと、ナジーは指摘している。放送前には、ステージ・パフォーマンスも行われていて、

毎週数百人の一般の人たちが刑務所の壁の外から受刑者達のパフォーマンスを観に来ていた。この当時の連邦刑務所では死刑執行も行われており、死刑執行室からわずか50ヤード（約45メートル）しか離れていない講堂で、観客を前に受刑者達のステージパフォーマンスは行われていたのである。

この「The Thirty Minutes Behind Walls」は、「限定された（閉じた）」空間である刑務所のみで循環する音声メディアではなく、開始当所から刑務所内と刑務所外を結ぶメディアとして計画され、刑務所外部のラジオ局の番組として放送された。その主要な目的は受刑者達の更生の一環であり、通常のラジオ番組のような大衆受けだったわけではない。結果的に当時の多くの人びとに受け入れられたが、音楽パフォーマンスの質の高さに加えて、刑務所や受刑者が出演している事への興味や新奇性もあったであろう。そして、その際ラジオという音声のみの「見えない」メディアの特性が、多くの人びとを惹きつけたもう一つの要因だったと考えられる。言い方を変えれば、見えないことが刑務所や受刑者の姿を想像し、「限定された（閉じた）」空間を創造していたとも言えるのである。

8. 戦後日本における刑務所とラジオの新たな関係

「The Thirty Minutes Behind Walls」は、「限定された（閉じた）」空間とその仕切りを越え、内と外をつなぐメディアとして使われた。その一方で、音声のみと言う特性が「限定された（閉じた）」空間を生み出す二重の関係性を生み出していた。刑務所とラジオの関係は、現在もアメリカ、イギリス、オーストラリアなどの各国で、受刑者制作のラジオ番組が地元ラジオ局やインターネットの音声配信サービスであるポッドキャストの形で発信されている。イギリスには「Prison Radio Association」という非営利組織があり、1994年にラジオを用いた受刑者の再犯削減活動を目的に活動を開始している。

日本の場合、戦前の刑務所とラジオの関係は先述した通りだが、戦後になると異なる関係性が生まれてくる。それは、1932（昭和7）年に鹿児島刑務所で行われた試みのように、所内における教誨などの更正業務の一環として放送設備を利用する発想であった。そして、その背景にあったのが、敗戦後の日本社会に急速に押し寄せてきた「マスコミ」という存在であった。

敗戦後、『刑政』誌上に初めて「放送」という言葉が登場するのは、1950年の第61巻第5号である。奈良少年刑務所刑務官松下喜信が書いた「當所に於ける掲示放送教育の實際」と題された記事は、少年刑務所という特殊性から、収容されている「少年」たちの更正には五感に訴える環境が重要だと記している。そして、彼らに訴えかけられる環境のなかでも特に聴覚（放送）と視覚（掲示）の活用実践を報告している²⁰。

奈良少年刑務所では、「放送掲示教育」という新たな試みを行っている。従来からある古い放送設備と一般的な掲示板を使った試みで、まず中央に置かれた掲示板を使って①修養に関する言葉、親しみやすい題材を短詩調に変えて3日に一度の割合で掲示。②時事に関する事柄を毎日掲示し、それを所内各管区ごとに許可された1名の「独歩者」が書き写して、各管区の掲示板及び工場自治委員に口頭で伝える。更に所内各組織に細かく伝えられると共に、この内容を元にした質疑や討論などが行われる。

これらの掲示板を用いた活動と内容は、同時並行して放送教育にも活かされた。所内放送室では一層親切な解釈と共に自治委員の座談会、収容者の話、自治総会の実況中継、釈放者の体験を綴った手紙の朗読、解罰者だけの更正座談会などが連日放送されていたのである。放送教育は、昼食時を利用した音楽鑑賞の定時放送の形で行われ、昼食後には新語解説や歌の練習、その日のニュースの要約などの形で行われる。その後、先述の放送室内で行われる各種のプログラムが放送される。そして、放送内容が収容者たちにどう受け取られているかを、工場別小

委員会日誌、工場別放送聴取感想録、個人の感想録、輿（世）論調査（収容者全体への調査）を通じて「絶え間なき反省と検討が加えられ」ている²¹⁾。

奈良少年刑務所の試みのあと、1952年には『矯正教育』第68巻第9号誌上に「矯正教育とマス・コミュニケーション」と題する特集記事が掲載されている。記事は2部構成になっていて、坂東知之「矯正教育に於けるマス・コミュニケーション」及び武田義郎（奈良少年刑務所）「矯正教育施設に於ける放送教育の重要性」である。放送法を含む電波三法が施行されたのが1950年6月であり、同時に特殊法人日本放送協会が設立された。1952年9月1日には日本初の民間放送が誕生し、1953年2月にはテレビ放送が始まっている。この記事が書かれた時期は、まさに日本に新たな放送メディアが登場し、法律が定める一定の制限のなかでさまざまな活用方法が模索されていた時期でもある。

坂東は、「矯正施設に新進科学としての社会学が重要視されはじめた事は、行刑の科学化の歩みを目前に見るようで喜ばしい事であります」と、マス・コミュニケーションを考察するディシプリンとしての社会学と矯正施設で行われる矯正教育との結びつきに言及したあと、「マス、コミュニケーションの有効な活用は矯正教育の目的達成のための重要な因子としてダイナミックな働きをするものであります」と大きな期待を寄せている。その一方で、マス・コミュニケーションと矯正教育の活用を阻害しているのは、「監獄法に対する因習的解釈」が原因なのではないかとも指摘している。

この「因習的解釈」とは、矯正教育に必要な社会とのコミュニケーションが受刑者を取り巻く環境を「新しく正しいもの」にするはずだが、「マス、コミュニケーションによる知識、情報の享受は近代人の根本的な欲求にも拘わらず、現実にはマス、コミュニケーションによる知識、情報に対し少なからざる制限を加え、これが享受は段階的処遇的な色彩が濃厚であって、教化第一主義のもの」になっていることを指している。

つまり、刑務所はマス・コミュニケーションの埒外に置かれた「限定された（閉じた）」空間として位置づけられ、外の空間との情報面での接触は処遇が向上した受刑者にだけ与えられる特権として扱われている。そして、マス・コミュニケーションの弊害も認識した上で、職員による正しい知識と情報の選択の上で、刑務所内外環境差を埋めるべきと主張している²²⁾。

これを受けて、武田はこれまでなかった更正教育と放送の組み合わせ、特にラジオの利用が大きな効果を生み出すと強い期待を寄せている。従来型の分科型矯正教育ではなく、大単元主義教育を実施するための総合的な教育方法が必要となる。そして、それを実現してくれるのが、「ラジオ」というマス・コミュニケーション型メディアとなるのだ。その上で、放送が持つ教育的価値として、①常に現実の社会と共にある。②言語教育には特に役立つ。③耳を働かす生活態度が養成できる。の3点をあげている。実際の放送は、日曜を除く毎日午前11時20分から12時までで、曜日毎に自然科学、音楽、時事問題、文学、世界の国々、スポーツといったテーマが決まっている。記事中には、この放送内容を「誰が」「どうやって」制作・放送しているかは書かれていないが、奈良少年刑務所では先述の掲示放送実践による所内放送設備の活用経験があるので、おそらく掲示放送の放送部分を改良して行っていたと推測される。

このように、日本の刑務所とラジオの関係は、マス・コミュニケーション的な発想の上に始まっている。それは、見方を変えればパノプティコン的な眼差しもなくはないが、それ以上にラジオと言う音声メディア（聴覚メディア）が更正教育にあたる「正」の影響への大きな期待がうかがえる。そして、この更正教育と音声メディアの組み合わせは、各地の更正施設での実践へと広がっていく。その痕跡が、実践報告の形で矯正関係雑誌や各刑務所を所管する管区紀要などに登場する。

これらの実践はさまざまな新しい試みや工夫を重ねながら、次第に高度化していく。雑誌上のタイト

ルだけみても、それはうかがえる。例えば、1959年『刑政』第70巻第11号には、「全国矯正施設自主放送番組コンクール入選発表」と題された記事がある。これは、全国の矯正施設で制作された「自主放送」の第1回コンクールの入選結果であり、その自主放送番組を制作したのは矯正施設の看守などの施設職員である。また、1960年『九州矯正』15巻11号には、「自主放送に於ける録音構成について」と題する記事がある。これは、福岡刑務所坂井好が所内自主放送制作時の、テープレコーダを使った録音放送の構成台本を紹介しているものだ。

自主放送については、1961年『矯正広島』5巻1号「自主放送番組について」、1962年久里浜少年院菅田賢三「自主放送の現状と反省」『矯正研究論文集Ⅱ-2』、1965年『矯正広島』9巻4号広島刑務所藤田正登「自主放送について」及び鳥取刑務所新田堅正「自主放送の運営について」、1976年『矯正教育』27巻3号姫路少年刑務所馬場次男、丸岡了信、三上和佐「自主放送のあり方について」と続いていく。

9. 刑務所ラジオと受刑者参加の変化

これらの自主放送は、まさに職員の手による「自主的」な一方向の放送であったが、新たな変化も始まっている。1977年『矯正教育』28巻6号には、「受刑者による自主放送」という記事が登場する。奈良少年刑務所佐々木昭三のこの記事に登場する自主放送は、職員が制作して受刑者が聴取する自主放送ではなく、受刑者が制作して受刑者が聴取する形式になっている。記事冒頭の書き出しは、以下のようである。「『NJP、こちら若草放送です。若草山を望む丘の上、奈良少年刑務所に受刑者たちが自分たちのラジオ、テレビ番組を製作し、放送する放送委員会が誕生した」と当所の自主放送活動が産経新聞に取り上げられ報道されてから既に一年の歳月が流れた」と、自主放送がさらに進化し、しかもラジオだけではなくテレビ番組の制作にまで拡がっているこ

とが分かる²³⁾。

これまで見てきたように、奈良少年刑務所は所内放送の先駆的存在であり、特に音声メディアとしてのラジオに大きな期待を持っていた。その実践は他の更正施設にも影響を与えたが、奈良少年刑務所としては「教育課の職員が企画、運営しており、いわば一方通行の状態であり、形式化、マンネリ化していたことも事実」だと、一定の限界を認識している。そして、「このことは受刑者サイドから見れば、親しみのない放送であったともいえ、ここに我々のフィードバックがあった」と受け手であり放送の直接的な対象者である受刑者の反応が思わしくないことが示されている。

このフィードバックは新たな自主放送への扉を叩いたが、更にその扉を大きく開けさせたのが、「監獄法改正」の機運であった。「監獄法」は1908（明治41）年3月28日に施行された監獄（刑務所）における自由刑の執行に関する諸事項を定めた法律であり、2005年の「受刑者処遇法」が成立するまで抜本的な改正は行われなかった。それ以前の1982年に「刑事施設法案」、「留置施設法案」が国会に提出されたが廃案になり、1987年に同法案の修正案が再度上程されたにもかかわらず、1993年に審議未了でまたも廃案となった経緯がある。

この記事が書かれた1977年は日本弁護士連合会が第28回定期総会にて「監獄法の改正に関する決議」を行っており、その第一決議冒頭に「現在法制審議会監獄法改正部会において、監獄法改正作業が進行している」と国レベルでの改正準備が行われていたことが分かる。そして、その審議と並行した形で現場施設における対応が強く求められており、「受刑者の自主性を育成する教育活動の研究、実践は、その中核をしめるようになってきた」結果、「まず受刑者にとって一番身近で、興味関心をもたせられる所内放送を、彼らの自主的活動の場として与えることによって、彼ら自身の手で企画、運営させ、その一連のプロセスの中に教育的意義を求める実践に踏み切った」のである²⁴⁾。

しかし、この受刑者自身が制作する所内放送の実践は、少なくとも『刑政』誌上に他施設の実践例が登場しないことを踏まえ、あまり拡がりは無かったようだ。その代わりに登場するのが、外部人材を登用あるいは委託した形式の所内放送である。

1984年『刑政』第95巻第10号に「自主制作ラジオ番組『七三〇ナイトアワー』」と題する記事が登場する。「七三〇ナイトアワー」(以下「730ナイトアワー」と表記)は、富山県教諭であり北日本放送でラジオパーソナリティ経験のある川越恒豊氏と同じく同局でラジオパーソナリティを一緒に行っていた金丸典子氏の2名が、所内の放送設備を使って受刑者向けに行っている「所内ラジオ」である。

1979年12月21日から始まったこの「所内ラジオ」の特徴は、これまでの所内放送とは異なり、制作者として外部の「プロ」が制作に関わっていることである。奈良少年刑務所のように受刑者が制作するのでもなく、刑務所職員が直接関わるのでもない。そして、最大の特徴は、通常のラジオ番組のように音楽が流れ、受刑者からのメッセージを受け取り、それに対するコメントをパーソナリティ2人が返すという「DJスタイル」で行われている点である。加えて、受刑者からの楽曲リクエストも受けている。したがって、「所内放送」ではなく「所内ラジオ」と記されている。

当時の富山県にはNHKと民放1局しかなく、双方の番組を編集した所内放送を行っていたが、内容が若者向けであるため平均年齢が40歳を超える受刑者達のニーズに合わなかった。そこで、自動放送設備の導入を機に、「所内ラジオ」を通じて「教養と情操の向上を計る目的」で「730ナイトアワー」は始まった。川越氏は教諭でもあり、またプロのラジオパーソナリティでもあったので、「放送を通じて受刑者の教化に務め、また、リクエストカードに書かれた受刑者個々の苦しみ、悩みの訴えには、適切に答え指導するなど効果が上がって」いた。放送は、不定期に月1回平日午後7時30分(730)から9時までの90分間の生放送で、受刑者がカードに記す内

容には制限が設けられていない。また、「年1回長期間の無事故者を夜間スタジオに集め、オープンスタジオ方式で放送を実施」している。つまり、ゲストとして優良な受刑者が出演しているのである。

「730ナイトアワー」のような外部人材を登用した所内放送の制作は、これまで無かった形式である。以前は全て刑務所職員が制作しており、職員としての専門性が求められていた。同時に、放送の専門家である外部の人材、例えば放送局や局の社員などのマスコミ側のプロは、調べた限りでは参加していないし、参加を意識したことも『刑政』等の記事からはうかがえない。その理由としては、刑務所という「限定された(閉じた)」空間を前提とした特殊な環境であったこと。そして、更生教育というこちらも特殊な目的が、更生・行刑関係者でない外部の人材を受け入れない意識を生じさせたのではないかと推測される。では、なぜこの時期になって外部人材を受け入れることになったのか。これも、現在のところ推察に留まっているが、恐らく刑務所職員の負担増と制作内容の限界があったと考えられる。

「730ナイトアワー」は、少なからず刑務所に於ける自主放送に影響を与えた。例えば、1985年『刑政』第96巻第4号巻頭グラビアには、写真と共に「収容者によるDJ番組『思い出のあの歌・この曲』岡山刑務所」という見出しがついている。そして、説明として「五年前から毎週土曜日午後九時から三〇分間、岡山刑務所の居室では、収容者と地元民放ラジオ局の協力で制作されたDJ番組が放送されている。各収容者がリクエストカードに、曲名と短文メッセージを書き提出すると、役割活動で選ばれた委員がこれを取捨選択し放送分が選曲される」と、外部人材との協同と「DJ」スタイルの採用が行われている。その後、「730ナイトアワー」については、『刑政』1990年第101巻8号、同1995年第106巻5号、同2003第114巻9号と取り上げられており、同2018年第129巻第2号では「特集・矯正施設とコミュニティメディア」と題する記事のなかで、所内ラジオを実施している府中刑務所、札幌刑務所と共に事例

報告が行われている。

また、「Yahoo ニュース」が「リスナーは受刑者——“刑務所ラジオ”のDJたち」と題する特集記事を2017年9月19日にインターネットを通じて配信している²⁵⁾。この記事によれば、上記以外に和歌山刑務所でも行われており、その他栃木県の黒羽刑務所、福岡刑務所、帯広刑務所でも行われていることが筆者の調査で明らかとなっている。しかし、詳細に関しては各更正施設を所管する法務省行刑局でも把握できて居らず、各刑務所の判断で実施されているのが実態である。原則として刑務所内部のみで放送と聴取が行われるが、札幌刑務所受刑者を対象とした「苗穂ラジオステーション」のみが札幌市西区のコミュニティFM「三角山放送局」を通じて外部へ発信されている。

筆者がヒアリング調査を行った数カ所の刑務所ラジオ担当者によれば、受刑者からのメッセージ内容は個人的なメッセージが大半であり、実際に犯した犯罪に関するものはほとんどない。刑務所によっては一部が黒塗りになっている場合もあり、また刑務所担当者がメッセージを取捨選択しているケースもある。

日本の刑務所とラジオの場合、特に戦後になってからマス・コミュニケーションへの期待と共に、矯正教育への応用が開始された。その流れは1970年代末まで続き、奈良少年刑務所のように受刑者自身が制作する形式にまで進化した。しかし、この形式はこれ以上の拡がりを見せず、姿を消していく。その一方で、それまでの職員制作による自主放送から外部人材へ委託する形式へと変化し、受刑者の参加はメッセージの発信と受容に限定されている。

「限定された（閉じた）」空間との関係で言えば、完全に内部空間で循環するメディアとして誕生し、存在している。受刑者個人が発信したメッセージが、DJという他者の声を通じて所内放送施設を通じて「限定された（閉じた）」空間に拡散する。そして、そのマス・コミュニケーション的方法を通じて解放された声は、「こだま」のように自分へ戻ってくる

「反響的（reflective）」なメディアなのである。つまり、刑務所と言う「限定された（閉じた）」空間の中で用いられた音声メディアの「声」は、その物理的、制度的「壁」によって反響し、個人のメッセージも「壁」で反響して自己へと還る「再自己化」が行われるのである。

もちろん他の受刑者も聴いてはいるが、通常のラジオ番組のように共感した気持ちを再度メッセージとして送ることはない。DJも、メッセージに対するコメントは行わないか、行っても最小限に留めている。

まとめ

本論では、「限定された（閉じた）」空間とメディアの関係を、「刑務所」という空間と新聞メディア、音声メディアが結びついた実例を用いながら、メディア史的な観点から考察してみた。「限定された（閉じた）」空間としての刑務所は、時代と国によってその限定性（閉ざされ方）が異なり、空間としての刑務所の内側と外側を結ぶメディアの存在も明らかとなった。

国外においては、新聞というメディアが受刑者自身によって発行され、自らの主張をも伝えていた。また、ラジオでは少なくとも1930年代アメリカ・テキサス州の刑務所において、受刑者自身が演奏者となってパフォーマンスを生中継する番組が存在していた。全米で約500万人のリスナーと毎週数千通に及ぶファンレターが届く人気番組であった。しかし、演奏者が奏でる音楽はラジオを通じて刑務所の外側へと拡張されていったが、受刑者自身の身体は刑務所の内側に囚われたままであった。一部の受刑者たちは刑務所外部での演奏も行っていたようだが、基本的な生活の場は出所するまで刑務所内に限定されていた。

一方、国内における刑務所はあくまでも「限定された（閉ざされた）」空間として存在しており、そこに外部とつなぐメディアは立ち現れなかった。戦後

マス・コミュニケーションの時代が到来すると、受刑者の矯正教育へのマス・コミュニケーションの応用が試みられたが、「壁」という「限定された(閉じた)」空間内部でみ反響し、循環する存在するメディアであった。

その基本的な発想は、一見すると一箇所から多数へとと言うマス・コミュニケーションによる効率的な受刑者教育であり、そこに参加する受刑者たちの内面への好影響が期待されている。その一方で、刑務所という「限定された(閉じた)」空間におけるパノプティコン的な監視との重なりも見える。少数者が多数者を監視する装置としてパノプティコンは存在したが、刑務所内で実践された所内放送や刑務所ラジオも少数の刑務官によって作られた多数の受刑者に対する更正教育システムである。その聴取は決められた時間に、決められた場所で強制的に行われる。言い換えれば、一定の規律をもって実施される「訓練」でもあるのだ。

もちろん、「730ナイトアワー」を始めとするDJスタイルの刑務所ラジオは、メッセージを送ることによる参加の自由は保障されている。しかし、そのメッセージはいったん他者の言葉と声を借りてメッセージの送信者、すなわち受刑者へと循環していく。これは、通常のラジオ番組の場合は自己表現と共感欲求として語ることが可能だが、「限定された(閉じた)」空間である刑務所内の場合、むしろ自分自身の内面を見つめ続けなければならない「自己監視」の装置とも考えられるのである。

本論では、「限定された(閉じた)」空間におけるメディア研究に新たな展開を目指し、刑務所とメディアの関係史を概観、考察してきた。この研究はまだ緒に付いたばかりであり、理論的な枠組みも未完成である。今後、さらなる精緻化を踏っていききたい。

注

- 1) 竹内郁郎, 田村紀雄編著『新版地域メディア』日本評論社, 1989.
- 2) Ong, Walter J., 1982, *Orality and literacy: the technologizing of the word*. Routledge. (=1991, 桜井直文・林正寛・糟谷啓介訳『声の文化と文字の文化』藤原書店)。
- 3) GUMPERT, GARY, 1987, *Talking tombstones and other tales of the media age*. Oxford University Press. (=1990, 石丸正訳『メディアの時代』新潮社)。
- 4) Bergson, Henri, 1937, *Les deux sources de la morale et de la religion*. Librairie Fe'lix Alice (=2003, 森口美都男訳『道徳と宗教の二つの源泉』中央公論新社)。
- 5) 刑務所に類する施設として「収容所」, 「拘置所」などがあるが、本論では法令に違反した者が刑罰に服するための施設を対象とする。また、「監獄」という呼称ではなく、「刑務所」を使用する。
- 6) 法務省「刑事施設(刑務所・少年刑務所・拘置所)」http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyousei03.html 最終閲覧日2019年1月20日。
- 7) 法務省「全国の矯正管区・矯正施設・矯正研修所一覧」より。
- 8) Foucault, Michel, 1975, *Surveiller et punir: naissance de la prison*. Gallimard. (=1997, 田村俣訳『監獄の誕生』新潮社)。
- 9) 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第七十一条(新聞紙に関する制限) 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被収容者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。及び、第七十二条(時事の報道に接する機会の付与等) 1 刑事施設の長は、被収容者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。
- 10) Morris, James McGrath, 1998, *Jailhouse Journalism*, Routledge, p19-29.
- 11) 栗田和典, 1996, 「統治しがたい」囚人たち 一七二〇年のロンドン・フリート債務者監獄『史学雑誌』105(8), 41-66頁
- 12) 同48頁
- 13) 内野茂樹, 1950, 『アメリカ新聞の生成過程』弘

- 文堂, 303頁
- 14) 磯部佑一郎, 1971, 『アメリカ新聞物語』ジャパ
ンタイムズ, 71頁
- 15) Lunden, Walter A., 1955, *The penal press, The
prison journal*, Volume 35, issue 1, p12-14.
- 16) 北村政治郎「放送無線電話(ラヂヲ)に就て」,
1925, 『刑政』第38巻第6号, 88頁
- 17) 安東福男, 1932, 「〈訓令通牒〉ラジオ受信機及
附属設備に関する件」, 『刑政』第45巻第10号,
101-102頁
- 18) 『刑政』第46巻第5号, 1933, 92-93頁
- 19) Gnagy, Caroline 2016, *Texas Jailhouse Music :
A Prison Band History*, The History Press, p74.
- 20) 松下喜信, 1950, 「當所に於ける揭示放送教育
の實際」『刑政』第61巻第5号, 85頁
- 21) 同90頁
- 22) 坂東知之, 1952, 「矯正教育に於けるマス・コ
ミュニケーション」『矯正教育』第68巻第9号,
55-61頁
- 23) 佐々木昭三, 1977, 「受刑者による自主放送」と
いう記事が登場する。『矯正教育』28巻6号, 61
頁
- 24) 同61頁
- 25) Yahoo! Japan, 2017, 「リスナーは受刑者——
“刑務所ラジオ”のDJたち」『Yahoo! ニュース』
(<https://news.yahoo.co.jp/feature/749>) 最終閲覧
日2019年1月20日。

参考文献

日本語文献

- 阿部潔・成美弘至編, 2006, 『空間監視社会 監視と
自由のパラドックス』新曜社
- Contat, Nicolas, 1762, *Anecdotes typographiques*. (=宮

- 下志朗訳, 2013, 『一八世紀印刷職人物語』水声
社)
- 藤本哲也, 2013, 『新時代の矯正と更生保護』現代人文
社
- 原田棟一郎, 1934, 『米国新聞史論』立命館出版部
- 磯部祐一郎, 1984, 『アメリカ新聞史』ジャパ
ンタイムズ
- 磯部佑一郎, 1971, 『アメリカ新聞物語』ジャパ
ンタイムズ
- 鴨下守孝, 2006, 『受刑者処遇読本：明らかにされる
刑務所生活』小学館集英社プロダクション, 『矯
正教育の方法と展開：現場からの実践理論』矯正
協会
- 中野収, 2001, 『メディア空間論；コミュニケーション
革命の構造』勁草書房
- 副島和穂, 1981, 『矯正教育概論』有斐閣
- 内野茂樹, 1960, 『アメリカ新聞の生成過程』弘文堂

英文文献

- Anderson, Heather, 2012, *Rasing The Civil Dead :
prisoners and community radio*, Peter Lang.
- Blue, Ethan, 2012, *Doing Time In The Depression :
everyday life in Texas and California prisons*, New
York University Press.
- Coyle, William J., 2016, *Libraries In Prison : a
blending of institutions*, The History Press.
- Ed.by Morris, Noval & Rothman, David J., 1995, *The
Oxford History of The Prison : the practice of
punishment in western society*, Oxford University
Press.
- Ed. by Untiedt, Kenneth L., 2018, *Legends and Life in
Texas : folklore from the lone star state, in stories
and song*, University of North Texas Press.